ID:　13

担当部署:　都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	行政財産使用料の徴収
例規名 根拠条項	行政財産の使用料の徴収に関する条例　第2条
例規番号	昭和39年条例第25号

【根拠条文】

（使用料）

第2条　法第238条の4第7項の規定により行政財産の使用を許可する場合の使用料は、次の表に掲げる額を基準とし、市長又は教育委員会(以下「財産管理者」という。)が定める。

区分	使用料月額
土地	使用する財産の価格の1,000分の4
建物、工作物	使用する財産の価格の1,000分の6及び土地に係る使用料又は地代相当額

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日